

令和2年 第2回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年2月4日（火）午後3時30分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第3号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について

議案第4号

野田開墾地の取り扱いについて

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

農地法第18条第1項第6号の規定による賃貸借権の解約受理について

(合意解約)

日程第3 その他

出席委員 6名 ※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 0名 ※ 番号は議席番号

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美

午後3時40分 開会

(局長) それでは、只今より令和2年第2回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は6名で、委員数6名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長に許可をもらって下さい。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

(会長) 皆さん、本日は長時間にわたっての会議、施設見学、大変お疲れさまでした。ま

た、先月開催されました、農地利用推進大会にご参加いただいた委員の皆さん、お疲れ様でした。

それでは、本日はお時間の都合もございますので、さっそく、令和2年第2回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

それでは、まず議案について事務局から説明をお願いします。

(局 長) 本日の総会議案についてご説明させていただきます。お手元に配布いたしております、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」が1件、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」が2件、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について」が1件、議案第4号「野田開墾地の取り扱いについて」が1件、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、

(1)「農地法第3条の3の規定による届」が1件、

(2)「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が2件

(2)「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が5件、

報告第2号「農地法第18条第1項第6号の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)」が1件、となっております。

それでは、総会会議規則第7条により、「会長は総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長、よろしく願いいたします。

(議 長) これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、1番 斎藤委員 2番 佐藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい。

それでは議案の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」です。

番号1

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の方、職業は農業です。

区分 農振地域・農用地区域

申請の土地 大字別府 畑(畑)他1筆

譲受人の経営状況 自作面積53a 世帯構成は2人です。

申請の事由

譲渡人 高齢のため、農地の耕作が困難となったため。

譲受人 所有権を譲り受けて耕作し、規模拡大を図るため。

以上です。

(議 長) はい、只今事務局の説明が終わりました。それでは、議案第1号について、地区担当委員である斎藤委員から補足説明をお願いします。

(斎藤委員) はい、事務局から連絡がありまして、その日の午後、現地を確認しに行って来ました。特に問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

(議 長) 議案第 1 号の許可申請について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(大野秀雄委員)よろしいですか。

(議 長) はい、どうぞ。

(大野秀雄委員)この土地は、今度譲り受ける人が借りて、野菜なんかを作っている状態です。以上です。

(議 長) それでは、議案第 1 号について申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」は、申請のとおり許可することといたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の審議について」、番号 1 より事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、議案第 2 号 番号 1 についてご説明いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の審議について」

番号 1

譲渡人 大分市の会社員の方

譲受人 東京都の株式会社 職種は不動産・エネルギー事業をされている方

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字南立石 田（荒地）他 6 筆

施設の概要 地熱発電所の設置

転用の時期 許可あり次第

譲渡人の理由

10 年以上前から耕作しておらず、後継者もいないので今後も農業は行わない。

譲受人の理由

申請地は地熱バイナリー発電所に適しており、地熱バイナリー発電所を設置することで再生可能エネルギーの普及に寄与するとともに、申請地の有効活用につながると判断したため。

この案件につきましては、地熱発電ということでございますので、総会資料でご説明いたします。

1 ページは、申請書でございます。

さきほど、議案を読み上げましたので、これについては、割愛させていただきます。

3 ページは住宅地図でございます。

黒い枠で示された部分が今回の申請地となっております。

次に 4 ページをお開きください。

計画図でございます。黄色部分でございます。

地熱発電施設、作業スペース、泉源用地と区分されております。

右上、土地利用計画表をご確認ください。

4 の資材置き場につきましては、申請番号 2 で別の会社が譲り受けるものです。

5 ページをお開きください。

申請に係る説明です。

11 月総会において、一時転用の延長申請を提出しておりましたが、今般、本転用の

申請が2社より提出されました。1社は地熱発電、もう1社は資材置場での転用目的です。地熱発電につきましては、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例により、環境課の事前協議及び承認が必要であり、農業委員会といたしましては、環境課（別府市）の承認があれば、承認があった日と同日での許可になることを説明いたしました。

当初、農地法の許可が先だと説明を受けていたことから、許可を先にということを申し出ておられましたが、久保会長、地元農業委員、事務局と何度か協議いたしまして、この点については理解をいただきました。地元の農業委員が協議に参加することで、事業者にとっても色々と地元の様子がわかりますので、大変スムーズな協議が出来たと思います。

現在の状況でございますが、6ページから8ページに市所管の関係法令の整理表をつけておりますので、ご覧ください。ほとんどのものが添付されております。

他の書類につきましても環境課の承認までにはすべて整います。

9ページをお開きください。全体のフロー図でございます。

市役所関係法令の手続きはほぼ終了しており、水利関係者の承諾、隣接土地所有者の同意はとれております。

今後、おもには地元説明会とモニタリング調査（2回）、地熱資源調査等を行うこととなります。地熱資源調査につきましては、聞き取りいたしましたところ、まとめる段階であるとのことです。

10ページをお開きください。隣接者の一人による署名同意書に代わるものです。

所有者のコメント欄の事情によるもので、農業委員会から照会されればお答えになるとのことで、連絡先を記載しています。

11ページから14ページまでは、環境課より示された事前協議通知書でございます。参考として添付いたしております。以上でございます。

（議長） 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第2号 番号1について、地元の農業委員の佐藤委員から補足説明をお願いします。

(佐藤委員) 今、事務局が説明したとおりなんですけども、今後地元説明会、モニタリング、周辺の意見等をきちんと聞いて、事業を進めて行って欲しいと思います。それと、周辺には3基のバイナリー発電所があり、周りの意識がすごく薄くなっているような感じがします。今後どういう風にこれを進めて行くかというのは、環境課と事務局で話し合っただ進めていけばいいかと思います。

(議長) それでは、ただ今、事務局からの説明及び佐藤委員より補足説明がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(浜川委員) はい、議長

(議長) 浜川委員

(浜川委員) この件ですね、農業委員会だけでは決められない事情がございますので、あの一つは条例ですね、別府市の温泉発電等の地域共生を図る条例、これに基づいてですね、別府市長の承認を得る、ということが第一条件になろうかと思います。そこの承認が得られればですね、先に記載したとおりの承認日と同日付けで、農地法第5条第1項の規定による許可をすることが出来るんじゃないかなと思います。そのためには速やかな承認が得られるように最大限の努力をしていただきたいということと、それと、承認までに期間を要する場合は、一時転用の延長に伴う事業の計画の変更申請、これをぜひしていただきたいということでございます。

(議 長) ありがとうございます。

(神尊委員) はい

(議 長) はい、どうぞ

(神尊委員) 今の承認までの件なんですけど、地元の人々の同意を、こんな事業をすればいろんな問題が起きると思いますが、必ずしも地元の人が 100%賛成してくれれば問題ないんですけど、もし反対者がいた場合は、それを 100%賛成に話を持っていくまでにある程度期間がかかるんじゃないかと思います。

(議 長) 地元の佐藤委員、どうですか。

(佐藤委員) 自治会長の話によれば、まあすでに 3 基、バイナリーの発電所があって、また 1 基出来るんかくらいの、あまり意識をしていないというか、ほんとはそれではいけないんだけど、何かそんなように感じます。

(神尊委員) でも、その近辺の同意を得ないと出来ないでしょ。苦情が出た場合とか、前もって地元の人に 100%の賛成を得らんと、後々問題になるんじゃないかなと思います。

(星野委員) はい、いいですか。

(議 長) はい、どうぞ

(星野委員) これは企業側の責任だと思いますから、ここでどうのこうのというのはないと思います。

(議 長) それに伴って、市長の承認等が必要となっておりますので、その辺はご理解ください。
他に何か意見等があれば。

(委 員) ありません。

(議 長) それでは、議案第 2 号 番号 1 について、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例に基づく別府市長による承認があれば、承認日と同日付で許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の審議について」番号 1 は、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例に基づく別府市長による承認があれば、承認日と同日付で許可することといたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の審議について」番号 2 について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 議案第 2 号 番号 2 についてご説明いたします。

番号 2

譲渡人 大分市の会社員の方

譲受人 東京都の株式会社 職種はエネルギー事業です。

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字南立石 田（荒地）他 2 筆

施設の概要 駐車場・温泉配湯材料・建築資材置き場として

転用の時期 許可あり次第

譲渡人の理由

10年以上前から耕作しておらず、後継者もいないので今後も農業は行わない。

譲受人の理由

地熱発電で生じた温泉水を地元温泉配湯業者に供給するための配湯資材・建設資材の保管をする。

議案資料の16ページです。申請地の地図になっております。場所ですが、申請番号1の土地の隣接地です。17ページは申請番号1と同様、同意書に代わる書面でございます。申請番号2につきましては、環境課に確認いたしましたが、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の承認は不要とのことでございます。

以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、議案第2号 番号2について、地元の佐藤委員から補足説明をお願いします。

(佐藤委員) はい、全体の話の流れの中で、まあ、これも含むということで、そのように承知しております。

(議長) 只今、事務局からの説明及び佐藤委員より補足説明がありました許可申請についてご意見、ご質問等があればお願いします。

(委員) 特になし

(議長) 特にご意見、ご質問等もないようです。
議案第2号 番号2については、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なし、とのことでありますので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」番号2は申請どおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について」事務局の説明を求めます。

(事務局) 議案資料3ページをご覧ください。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について」

番号1

土地所有者 別府市の方

借受人 大分市の機構と別府市の株式会社

区分 農振地域・農用地区域

賃借権を設定する土地 大字東山 田(田)

賃貸料 0円(10aあたり)

借受後の経営 水稻

機構の借受期間 令和2年5月1日から令和12年4月30日 10年

借受人への貸付期間 令和2年5月1日から令和12年4月30日 10年

選定理由 公募に応募した者とマッチングした結果、条件等が適合したため
以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 3 号について、地区担当農業委員の浜川委員から補足説明をお願いします。

(浜川委員) はい、議長。

(議 長) はい。

(浜川委員) ここはですね、個人で農地の貸し借りを行っていた農地でございますが、今回、農地中間管理機構を通して、新たに法人に貸した土地であります。以前より機構に応募していた法人と貸し手との意向がマッチしたために実現したものでございます。

それまで個人で貸借をしておりましたが、利用集積計画がまとまったため、賃貸借の開示をしております。農地としては申し分ない土地だと判断をしております。

以上です。

(議 長) 只今、事務局及び浜川委員から説明が終わりました。議案第 3 号について、何かご意見等はございませんか。

(委 員) 特になし

(議 長) ご意見、ご質問等もないようですので、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（新規）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画の意見について」は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第 4 号「野田開墾地の取り扱いについて」です。昨年、農業委員全員で

現地調査も行いました。現地の状況と関係者の聞き取りの内容等を考慮し、本日、皆さんからご意見等をお聞きしまして、決定したいと思います。

それでは、お一人ずつ、お伺いしたいと思います。1番の斎藤委員さんからお願いいたします。

(斎藤委員) はい、昨年の12月24日に現地を視察に行きました。元々原野だった土地を自ら耕作して畑として使っておりましたが、体調不良で出来ないということで、双方合意の上で解約したということで、今後再度農地として利用する計画もないということから、農地台帳からの削除が良いのではないかと思います。

(議長) はい、ありがとうございます。続きまして佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員) 私も斎藤委員と同じ意見で、農地台帳からの削除が良いと思います。

(議長) 続きまして、園田委員、お願いいたします。

(園田委員) 私も同じ意見でございます。

(議長) 星野委員、お願いします。

(星野委員) はい、私も同じなんですけども、今、湯山工芸さんですか、農地所有適格法人の要件を満たしていないと、そういったところも考慮すれば、台帳から削除すべきと思います。

(議長) 浜川委員、お願いします。

(浜川委員) そうですね、現況を見て、また現地での聞き取り調査をした結果ですね、まあ、農地として活用する見込みがないということでございますので、もう農地台帳から削除ということでよろしいんじゃないかなと思います。

(議長) はい、ありがとうございます。ここで採決いたします。

議案第4号「野田開墾地について」農地台帳から外した方がよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

(委員) 挙手5名（議長を除く5名中）

(議長) 全会一致であります。よって、議案第4号「野田開墾地について」は、農地台帳から外すことに決定いたしました。

農地台帳から外すことに賛成の方が全員です。よって、議案第4号「野田開墾地について」は、農地台帳から外すことに決定いたしました。

ありがとうございました。

続きまして報告事項に入ります。

報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」事務局より一括して説明を求めます。

(事務局) 報告第1号について、一括してご説明いたします。議案資料は4ページからです。

報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」

(1) 農地法第3条の3の規定による届

番号1

申請人 別府市の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 田（畑）

登記年月日 令和元年12月18日

事由 相続

取得した権利の種類及び内容 所有権

あっせん等の希望 無

届出年月日 令和2年1月8日

5ページをお開きください。

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

番号1

申請人 別府市の株式会社

職業 飲食品及び不動産管理

区分 市街化区域

申請の土地 汐見町 田（宅地）

施設の概要 共同住宅用地として 鉄筋コンクリート造鋼板葺5階建

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和2年1月15日

番号2

申請人 別府市の方

職業 小売業

区分 市街化区域

申請の土地 大字鉄輪 畑（荒地）

施設の概要 自己住宅用地の一部として 鉄骨系プレハブ住宅

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和2年1月21日

6ページです。

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

番号1

譲渡人 大分市の方

職業 小売業

譲受人 大阪府箕面市の方

職業 会社員

区域 市街化区域

申請の土地 大字浜脇 田（荒地）

施設の概要 庭園用地として（現況のまま整備）

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年12月27日

番号2

譲渡人 別府市の方

職業 建設業

譲受人 大分市の方

職業 無職

区域 市街化区域

申請の土地 大字北石垣 田（荒地）他1筆

施設の概要 駐車場用地として（アスファルト）

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和2年1月15日

7ページです。

番号3

贈与人 別府市の方 持分2分の1

職業 農業

受贈人 別府市の方 持分 2 分の 1

職業 公務員

区分 市街化区域

申請の土地 石垣東 畑 (畑)

施設の概要 駐車場用地として (砂利敷き)

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和 2 年 1 月 16 日

番号 4

贈与人 別府市の方 持分 3 分の 1

職業 菓子製造業

受贈人 別府市の方 持分 3 分の 1

職業 公務員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 原野 (荒地) 他 1 筆

施設の概要 隣接する宅地の駐車場及び庭園用地として (砂利及びアスファルト)

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和 2 年 1 月 21 日

番号 5

贈与人 別府市の方 持分 2 分の 1

職業 菓子製造業

受贈人 別府市の方

職業 公務員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 原野 (荒地) 他 1 筆

施設の概要 隣接する宅地の駐車場及び庭園用地として (砂利及びアスファルト)

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和2年1月21日

以上です。

(議長) 只今説明がありました、報告第1号について、ご意見、ご質問等がありますか。

(神尊委員) 4ページの1番の人、カッコで名前があるのは、どうしてですか。

(事務局) このカッコは、前所有者、亡くなられた方です。相続による登記ですので。

(神尊委員) はい、わかりました。

(議長) よろしいですか。報告第1号につきましては、報告事項でありますので、ご了承ください。

それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の解約受理について、事務局より説明を求めます。

(事務局) 9ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の解約受理について」
(合意解約)。

番号1

賃貸人 別府市の方

賃借人 別府市の方

申請の土地 大字東山 田(田)

理由 合意による解約

以上です。

(議 長) 議案第 3 号関係の解約でございます。只今説明がありました、報告第 2 号について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。

報告第 2 号につきましても、報告事項でありますので、ご了承ください。

次に、「別府市農業委員会倫理規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局) お手元の資料「別府市倫理規則（案）」こちらをご覧ください。

12 月の総会から何度もお集まりいただきご意見等をいただきました。先月の総会で各委員さんからいただいた意見を集約いたしました。1 ページ、2 ページと 3 ページにつきましては、修正前と修正後を案として載せていますので、こちらの方はご覧いただきたいと思います。本日、こちらで皆さんのご承認がいただければ、決裁をして制定にむけて準備をしたいと思います。

ホームページへの掲載につきましては、著作権の関係があるということですので、ホームページには掲載せずに、関係者には冊子でお配りしようと思います。

以上です。

(議 長) 1 月の総会までの変更部分を事務局にまとめていただきましたが、他にご意見等があればお願いします。

(委 員) 特になし

(議 長) それでは、特にご意見もないようでありますので、皆様の承認をいただければ、別府市農業委員会倫理規則として制定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委 員) 異議なし

(議 長) ありがとうございます。それでは、本日皆様に確認していただきましたので、この内容で確定したいと思います。さっそく事務局の方で、制定・施行の手続きをしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

皆様、倫理規則制定のため、何度も連絡会に参加していただき、有難うございました。この前文にあるように、「農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会に課せられた社会的使命をいま一度胸に刻み、かかる社会的使命を果たすために、職務の執行公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、職務に対する市民の信頼を確保するため、農業委員に求められる倫理規範を確認し、この規則を職務遂行の礎としてまいりましょう。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お疲れさまでした。

午後 4 時 35 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 _____ 長 _____ 印

署名委員 _____ 1 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 2 番 委 員 _____ 印